

国民健康保険税率を改正しました

■国民健康保険税率の改正を実施

現在、市は医療費適正化、保険税の収納強化に取り組み、赤字削減を進めています。

県の運営方針により、県内に住む同じ所得の人は同じ保険料(税)となることを目指し、次のとおり国民健康保険税率の改正を行いました。

被保険者の皆様に納めていただく保険税は、大切な財源となっています。ご理解とご協力をお願いします。

改正点① 保険税の賦課方式を変更

賦課方式を3方式(所得割・均等割・平等割)から2方式(所得割・均等割)に変更しました。

※所得割...世帯の所得額に応じて負担する金額

均等割...加入者1人が負担する金額

平等割...加入世帯1世帯が負担する金額



年度別保険税比較表

①医療分、②後期高齢者支援金等分、③介護分の合計額が年間保険税額です。

区分		令和3年度	令和4年度	比較	標準保険料率※ (市町村算定基準)
①医療分	所得割	6.4%	6.2%	0.2% ↓	6.22%
	均等割	22,000 円	35,000 円	13,000 円 ↑	36,650 円
	平等割	21,000 円	廃止	21,000 円 ↓	
	限度額	630,000 円	650,000 円	20,000 円 ↑	
②後期高齢者支援金等分	所得割	2.1%	2.6%	0.5% ↑	2.87%
	均等割	8,000 円	15,000 円	7,000 円 ↑	16,393 円
	平等割	7,000 円	廃止	7,000 円 ↓	
	限度額	190,000 円	200,000 円	10,000 円 ↑	
③介護分 40 歳以上 65 歳未満	所得割	2.0%	1.8%	0.2% ↓	2.59%
	均等割	15,000 円	15,000 円	—	18,784 円
	限度額	170,000 円	170,000 円	—	

※標準保険料率...茨城県が市町村のあるべき保険料水準の「見える化」を図るため、全市町村統一の算定基準で集めるべき相当額を算出し、保険料率に換算した参考値。

改正点② 18 歳までの被保険者への減税(子育て支援)

子育て世帯への支援のため、18歳までの被保険者の均等割を5割軽減(減免)します。

■国民健康保険制度の仕組み

平成30年度以降、市町村にかわり都道府県が国民健康保険財政の運営主体となりました。この国保広域化に伴い、県から示された国民健康保険事業費納付金を市町村が県へ納付し、保険制度を支えあう仕組みとなっています。

保険税率は、県の運営方針や標準保険料率を参考に、県への事業費納付金が納められる額となるよう市町村が定めています。

国民健康保険税の軽減・減免制度があります

■保険税の軽減・減免制度があります

▶一定基準所得以下の世帯

基準所得以下の場合、保険税の均等割が軽減されます。※世帯の中に未申告の方がいると受けられません。

軽減割合	基準(世帯の被保険者と、特定同一世帯所属者の総所得金額の合計額)
7割	43万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10万円
5割	43万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 28万5千円 × 被保険者数
2割	43万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数

※給与所得者等... 次のいずれかの方を指します。

- ①給与所得者(専従者を除く)で収入が55万円超
- ②公的年金等を受給しており、収入が65歳未満で60万円超
- ③公的年金等を受給しており、収入が65歳以上で110万円超。特別控除(15万円)の対象になる方は125万円超

▶18歳までの方

令和4年度から、18歳までの被保険者の保険税の均等割が5割軽減(減免)されます。

▶非自発的失業者で65歳未満の方

雇用保険適用となっている65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11.12.21.22.23.31.32.33.34」の場合、申請により保険税の軽減が受けられます。該当の方は問い合わせ先までご連絡ください。

▶その他の減免

以下のような場合、申請により減免を受けられることがあります。該当の方は問い合わせ先までご連絡ください。

- ・被用者保険(会社の健康保険など、被雇用者が加入する健康保険)から後期高齢者医療制度に加入した方の扶養者が、国民健康保険に加入した場合
- ・り災されたなど特別な事情がある方

■令和4年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します

保険税は、毎年4月から翌年3月までの1年間の税額を、7月から3月の9期に分けて納付していただきます。年度の途中で加入や脱退があった場合、月割で計算します。保険税は世帯単位で課税され、世帯主が全員分の保険税の納税義務者となります。

ご自分の世帯の保険税を知りたい方は、市ホームページ内の「国民健康保険税概算計算シート」をご確認ください。

■保険税の納付方法

保険税のお支払いは、原則、口座振替となります。(年金特別徴収の方は除く。)

手続きをされていない方は、早めに金融機関の窓口で口座振替の申し込みをお願いします。

※申し込みに必要な口座振替依頼書/自動払込利用申請書は、市内の金融機関にも置いてあります。

市ホームページ



問い合わせ

医療保険課 国保年金係

☎ 0299-48-1111 (内線 1102・1103・1104・1105)

■国民健康保険税概算計算シート					【令和4年度分】
※世帯軽減や課税限度額などが適用される場合がありますので、あくまで目安の計算となります。					
被保険者	4月1日現在の年齢	収入	所得(※)	賦課対象所得額(所得-43万円)	40歳以上65歳未満の方の賦課対象所得額
1					
2					
3					
4					
5					
世帯の所得合計				(A)	(B)
※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、申告書の「所得金額等の合計」等となります。					
所得割	対象者	税率	計算式	算定額(100円未満切捨)	
医療分	被保険者全員	6.2%	(A)の額×0.062=		
支援金等分		2.6%	(A)の額×0.026=		
介護分	40歳以上65歳未満の方	1.8%	(B)の額×0.018=		
世帯の所得割額合計				(C)	
均等割	対象者	人数	計算式	算定額	
医療分	被保険者全員	人	35,000円×人数=		
支援金等分		人	15,000円×人数=		
介護分	40歳以上65歳未満の方	人	15,000円×人数=		
世帯の均等割額合計				(D)	
均等割の軽減・減免	対象者	割合	対象者数	計算式	算定額
医療分	18歳まで(※)	50%	人	35,000円×0.5×対象者数=	
支援金等分		50%	人	15,000円×0.5×対象者数=	
世帯の均等割の軽減・減免額の合計				(F)	
※18歳以後の最初の3月31日までの方、4月1日現在で18歳となっている方は対象となりません。未就学児(小学校入学前)は国による軽減、小学生以上18歳までは市による減免となります。					
国民健康保険税の年間課税額(4月分~3月分)				(C) + (D) - (F) =	
※上記の年間保険税を9期(7月~3月)で納付いただくことになります。					

国民健康保険税概算計算シート